助成事業の手続きの流れ

社会福祉法人　木下財団		申　請　者	
受付	※3月初旬より	助成金交付申請書・様式1	※5月末日・必着
書類審査	※6月	締切日後は受理しません	
訪問・調査	※7月～9月		
審査会	※9月		
理事会	※10月		
助成金交付決定通知	※10月中旬	受理	
		助成事業実施に関する誓約書・様式2	※2週間以内
		◎交付決定時の事業計画と違いが生じた場合	
		★内容(機種・予算等)変更の場合	
	(変更者のみ)	助成事業の計画の変更に関する承認申請書・様式4	
		★施設名・団体名・代表者・住所等の変更の場合	
	(変更者のみ)	変更届	※交付規則第7条による
承認通知	※変更者のみに	受理	
		発注・起工	※工事の場合・進行状況を写真に撮る
		納品・竣工	
		完了	※完了日は、下記による
		支払い	※領収書を揃える
		助成金支払申請書・様式3	※業者の請求書・領収書を添付（助成金授与式通知前に完了してください）
助成金授与式通知	※12月初旬	助成金受理	※於・木下財団事務局(シール交付)
※3月下旬		助成事業の完了報告書・様式5	※完了後2か月以内
完了後の訪問・調査	※随時		

★完了日は次により決定する。
（1）機器等備品の整備事業は、最終納品の納入日
（2）増改築、補修工事等は、竣工日